

亀山市事務分掌規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年3月31日

亀山市長 櫻井 義之

亀山市規則第3号

亀山市事務分掌規則の一部を改正する規則

亀山市事務分掌規則（平成30年亀山市規則第5号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定の下線を付した部分（以下「改正部分」という。）及び同表の改正後欄に掲げる規定の下線を付した部分（以下「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- （1）改正部分及びこれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- （2）改正部分に対応する改正後部分が存在しないときは、当該改正部分を削る。
- （3）改正後部分に対応する改正部分が存在しないときは、当該改正後部分を加える。

改正後				改正前			
第3条 [略] <u>(相互協力)</u>				第3条 [略]			
第3条の2 <u>各部、各課及び各グループ</u> <u>は、前条に規定する事務分掌にかかわ</u> <u>らず、上司の命又は他部、他課及び他</u> <u>グループからの要請があった場合は、</u> <u>相互に協力援助し、常に業務が円滑に</u> <u>運営されるよう努めなければならない。</u>				[条を加える。]			
別表（第3条関係）				別表（第3条関係）			
部	課及び 室	グルー プ	分掌事務	部	課及び 室	グルー プ	分掌事務
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
市民文 化部	まちづ くり協 働課	地域ま ちづく りグル	(1) 住民自治の 振興に関する こと。	市民文 化部	まちづ くり協 働課	地域ま ちづく りグル	(1) 住民自治の 振興に関する こと。

		ープ	<p>(2) 地域まちづくり協議会に関すること。</p> <p>(3) 亀山市文化交流センターの管理運営に関すること。</p> <p>(4) 亀山市地区コミュニティセンター、亀山市関町北部ふれあい交流センター及び鈴鹿馬子唄会館に関すること。</p> <p>(5) 市民相談に関すること。</p> <p>(6) 本庁内の案内に関すること。</p> <p>(7) 住居表示に関すること。</p> <p>(8) 自動車の臨時運行に関すること。</p> <p>(9) 消費生活及び消費者保護に関すること。</p> <p>(10) 部及び課の庶務に関すること。</p>			ープ	<p>(2) 地域まちづくり協議会に関すること。</p> <p>(3) 亀山市文化交流センターの管理運営に関すること。</p> <p>(4) 亀山市地区コミュニティセンター、亀山市関町北部ふれあい交流センター及び鈴鹿馬子唄会館に関すること。</p>
		市民協働グループ				市民協働グループ	<p>(5) 部及び課の庶務に関すること。</p> <p>(1) 市民相談に関すること。</p> <p>(2) 本庁内の案内に関すること。</p> <p>(3) 住居表示に関すること。</p> <p>(4) 自動車の臨時運行に関すること。</p> <p>(5) 消費生活及び消費者保護</p>

			(1) 市民参画協働事業の推進に関する事 (2) 市民活動に関する事。 (3) 亀山市市民協働センターの管理運営に関する事。				に関する事。 (6) 市民参画協働事業の推進に関する事。 (7) 市民活動に関する事。 (8) 亀山市市民協働センターの管理運営に関する事。
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
備考 表中の [] の記載は注記である。							

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。